



蒲生サッカースポーツ少年団運営について

平成18年2月作成／平成30年3月改訂

■ 規約

<名称>

第1条 当団名称は、蒲生サッカースポーツ少年団(以下「蒲生SSS」という。)とする。

<目的>

第2条 当団は、サッカーを通じて、団員相互の親睦と心身の健全な発達に努め、少年少女のスポーツ振興に寄与するために活動することを目的とする。

<活動>

第3条 前条を達成する為の、練習・大会・各種行事への参加を行う事とする。

<会員>

第4条 団員は当団規約に賛同する者で、東近江市在住の小学1年生から6年生までを基本とする。東近江市以外の在住者の加入については、団代表・監督が判断し、決定する。

<入団>

第5条 入団者は、蒲生SSS所定の「入団申込書」に記入捺印し、団代表に提出する。これについては入団時に一旦提出するのみで、年度が変わる度に提出する必要はない。

<退団>

第6条 退団者は、その旨書面にて団代表に提出する。ただし、小学校卒業に伴う卒団についてはこの限りでない。

<指導者>

第7条 当団に次の指導者を置く。

(1)団代表 1名 (2)監督 1名 (3)コーチ ・ アシスタントコーチ

<任務>

第8条 指導者の任務は次のとおりとする。

1. 団代表は当団を代表し会務を統括する。
2. 監督は滋賀県サッカー協会湖東ブロックの各会合に参加する。
3. コーチは、団の指導指針に基づいた指導を行う。
4. コーチは、団代表・監督との協力の基、事業の企画及び運営を行う。
5. アシスタントコーチは、主にコーチ不在時の試合時において、コーチに代わって指導を行う。

<選任>

第9条 コーチ・アシスタントコーチは、団代表・監督の承認を得て、選任する。

<任期>

第10条 指導者は任期を定めない。

<役員総会>

第11条 団代表が招集し、指導者及び父母会役員出席のもと団運営について協議し、議決する事とする。議決は、出席者の3分の2の合意により成立する事とする。総会は必要に応じ、臨時に開催することができる。

<会計>

第12条 会計年度は、4月1日より始まり、3月末日までとする。運用については、団規程に定める「会計基準」による事とする。会計報告は父母会総会にて報告する。

<会費>

第13条 会費は役員総会により決定し、団規程の「会計基準」による事とする。

<組織>

第14条 団規程による「組織図」を基本とする。

<改正>

第15条 規約の改正については、役員総会により行うこととする。

<保険>

第16条 団員は必ずスポーツ安全保険に加入し、練習・試合等による負傷については、その範囲での対応を行う事とし、指導者及び帯同審判についても団員と同様の対応とする。

<その他>

第17条 その他本規約に定めのない事項については、役員総会により決定し、規約の運用については団規程による事とする。

附則

この規約は、2018年4月1日より適用する



蒲生サッカースポーツ少年団運営について

■ 規程

<趣旨>

第1条 この規程は、蒲生サッカースポーツ少年団（以下蒲生SSS）規約の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

<会計基準>

第2条 団の会計に関する項目は次のとおりとする。

【収入項目】

○会費

（年会費） 1 ～ 6 年生 4,000円（登録料・保険料の費用）

（月会費） 1・2 年生 1,500円

3・4 年生 2,000円

5・6 年生 2,500円

注）途中入団は入団の翌月分からとする。

荒天や指導者の都合等で活動（練習・試合等）が中止になった場合も会費は返金しない。

年度途中で退団されても、納入された会費は返金しない。

○ユニフォーム積立金

ユニフォーム貸与費として、1人1,500円/年 別途徴収し、団所有ユニフォーム購入に備え積立てる。尚、この積立金はユニフォーム更新のみに使うものとする。

○繰越金

次年度の保険料相当額を繰越することとする

【支出項目】

○登録費

スポーツ少年団の登録料 ・ サッカー協会の登録料（チーム登録・選手登録）

○保険料

スポーツ安全保険加入料

○指導者登録費

有資格者のJFA公認指導者ライセンス更新料

○審判登録費

有資格者の更新料及び新規取得者の講習受講料

○大会参加費

公式戦・準公式戦への参加費用及び当団主催試合にかかわる費用

○備品購入費

団で使用する備品 石灰等

○雑費

集会所使用料・交通費・事務費など

○交際費

大会時の打合せ会などの出席費

○通信費

郵送代等

○人件費

指導者への謝金

帯同審判への謝礼

※5万円(税込み)以上の物品購入等については、臨時役員会を開催し、役員会議にて決議する。(チームに関わる登録料、保険料はこの限りではない)

<会費の支払方法>

第3条 会費の支払方法は、銀行振込とし、参加する前月の25日までに入金するものとする。ただし、特別な理由があるものについては、その限りではない。

《団指定の金融機関》【滋賀銀行 桜川支店 普通 371678】

《支払い時期》前期3月 後期9月の2回に分けて納入する。(年払い可)

《支払い金額》前期 : 年会4,000円と学年毎の月会費6ヶ月分

後期 : 学年毎の月会費6ヶ月分

※年払いの場合は、前期に一括納入のこと。

<父母会総会>

第4条 父母会総会の開催月は、4月とする。

<会計報告>

第5条 父母会総会に提出する会計報告の作成基準日は3月31日をもって作成する。

<組織図>

第6条 規約第14条において定める「組織図」は別表1のとおりとする。

平成25年11月より、NPO法人MIOスポーツクラブとパートナーシップを締結する事とする。

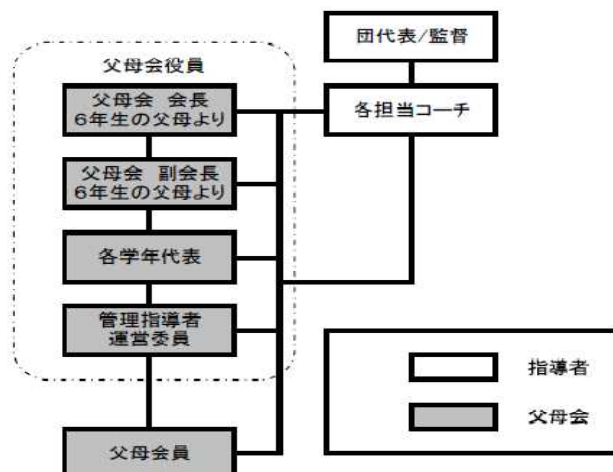
<その他>

第7条 その他本規程に定めがない事項については団代表と協議・決定し、総会に報告する事とする。

附則

この規程は、2018年4月1日より適用する。

■ 別表1「組織図」





蒲生サッカースポーツ少年団運営について

■ 基本方針

【スポーツ少年団が掲げる本来の方針】

- スポーツによる青少年の健全育成

【蒲生SSS独自の方針】

- その場の勝利だけを求めようとせず、小学生年代に必要なスキル(主に個人戦術)を習得させたい
 - 最善の努力をする強い気持ちを持たせたい。(勝敗結果に拘る必要はないが、どんな状況でも勝利のために、またひとつのゴールのために、最後まで全力を尽くしてプレーする)
 - チームとして、責任・協調(助け合い)・達成感が得られるようにしたい
- 指導者の為でも、保護者の為でもなく、常にこどもの為に何が必要かを考えて活動していきたいと考えています。

■ 指導者の体制について

団代表/監督	改田 俊次
コーチ	安井 與史孝 濱口 友和 森田 泰夫 山田 昌彦 椿 仁志 佐々木 千尋 阪井 一考 久木 康次 山中 一輝 中村 遥香 森 利治
外部コーチ	安部 雄二郎 (MIO東近江Jr.ユース監督) 松浦 貴大 (MIO東近江Jr.ユースコーチ)

■ 練習について

- 【水曜日】 3 ~ 6 年生 18:30~20:00まで 蒲生グラウンド
- 【木曜日】 5 ~ 6 年生 18:30~20:30まで 蒲生グラウンド
- 【土曜日】 1 ~ 6 年生 09:30~12:00まで 蒲生東小学校

※水曜日・木曜日は、蒲生体育館休館日は練習は休み

- 当然ながら、子ども達はそれぞれスキルのレベルが違います。子ども達のスキル向上を主観に考えて、学年にとられないグループ分けをして練習や試合をする場合があります。

■ 情報公開について

- 連絡網や月間スケジュールなど、ホームページによる情報公開を行っていきますので、保護者の方は携帯電話かパソコンからメンバー登録を必ず行ってください。
36418499@ra9.jpに空メールを送信すると、登録先URLが返信されますので、手順にしたがって登録してください。

公式Webサイト <http://gamo-sss.jp>

■ 服装について

- 入団の際に団指定の練習着購入し、練習・試合の生き返りに、着用させてください。(試合時のユニフォームは団より貸与します。)
- 練習・試合には必ずレガース(すねあて)が必要です。
- 練習は、スパイクかトレーニングシューズを履かせるのが理想ですが、運動靴不可という事ではありません。注)公式戦はスパイクが必要です
- 練習・試合時にスパイクを履かせる場合、その行き帰りは別の運動靴を履かせてください。スパイクの靴底は土や芝のグラウンド以外の場所では滑りやすく、怪我をする可能性がある上、摩耗により、著しく消耗します。

■ 持ち物について

- 紛失しないために、氏名と所属チーム名(蒲生SSS)を必ず記入してください。
- ボール(4号球)は各自で持たせてください。
- 雨の日については、着替え・雨具などを持たせてください。その他は特に必ず必要なものではありませんが、タオル・水筒等をもたせるとよいと思います。

■ 試合送迎時の注意点

- 送迎当番の方の車内を汚さないように配慮させてください。その為にも、試合で汚れたユニフォームやスパイクのまま車両に乗らないよう、着替え等を持たせてください。
- 団で保険には加入していますが、子どもが誤って送迎当番の方の車両を傷つけた場合には適用されません。原則として、修理費用は傷つけた保護者の方に負担していただく事になりますので、子どもには十分注意させてください。

■ ナイター練習時の注意点

- 安全の為に保護者で送迎する、友達と一緒に通わせる等して、子ども一人で通わせないようにしてください。

■ 父母会について

【組織】

会長(6年生の保護者1名)
副会長(6年生の保護者1名)
学年代表(各学年の保護者1名)
運営委員(保護者者の中から1名選出)
※以上が父母会役員

当番(各学年の保護者を班分け)
ナイター当番(1・2年生を除いた全保護者が順に担当)
グラウンド受付当番(6年生の保護者から順に担当)

【父母会役員を選任】

- 立候補、もしくは本人の了承を伴う推薦。何れも不可能な場合は抽選。

【父母会役員の任期】

- 1年間 ただし立候補による再任を妨げない
- 欠員が出た場合はそれを補充する。ただしその任期は前任者の残任期間とする。

【役割】

- 会長
 - ・ 団代表/監督との協力に基づく団全体の運営
- 副会長
 - ・ 会長の補佐と団全体の会計管理
- 学年代表
 - ・ 各保護者への連絡事項伝達の確認
 - ・ 学校や地域の行事を考慮しての、指導者のスケジュール立案協力

- ・ 副会長との協力に基づく学年毎の会計管理
- 管理指導者
- ・ 学校施設(グラウンド)使用の際の責任者
- **運営委員**
- ・ **毎月の調整会議への出席及び学校施設の利用申し込み**
- 当番
- ・ 子ども達の試合会場までの車による送迎・道具類の運搬
- ・ 子ども達が怪我等を負った場合の応急処置・介護
- ・ 主催大会の運営(試合結果の記録等)
- ・ 公式戦での本部運営(割り当てられた場合)
- ナイター当番
- ・ **ナイター練習開始時(18:30)における照明点灯とトイレの開錠及び駐車場の開門。終了時におけるトイレ及駐車場の施錠と子供の帰宅確認。**
- ・ 照明点灯に必要な装置(グラウンドのトイレ脇)の鍵とコインは蒲生体育館にあります。練習が始まる前に、蒲生体育館に取りに行ってください。消灯はタイマーにより、自動で行われます。また、鍵は練習終了後蒲生体育館まで返却して下さい。
- グラウンド受付当番
- ・ 毎月月末(休刊日の場合はその前日)に、蒲生体育館にて使用申請を行う。
 ※申し込みは3ヶ月先の1か月分となりますので、監督より使用予定日を確認し、指示された日を使用申請して下さい。(使用許可証は、監督へ)

■ 当番について

- 父母会組織が決定した後、当番表を学年代表が作成し、4月中を目処に配布します。

■ 運営費について

- 招待試合や遠征等の交通費や宿泊費については、会費とは別負担になりますので、ご了承ください。

■ 負傷した場合について

- 練習・試合等による負傷については、その範囲内で保険が摘要されますので、通院した場合は速やかに指導者に申し出てください。

■ 試合時の団所有備品類及び団所有ユニフォームの管理について

【団所有備品及び団所有ユニフォームの保管場所】

- 原則として保管場所は蒲生総合運動場の団所有倉庫とします。

【団所有ユニフォームの管理】

1. 試合会場までの運搬

原則として団所有ユニフォームの試合会場までの運搬は指導者が担当します。

2. 返却

試合で着用した団所有ユニフォームは各自が持ち帰り、洗濯した後、翌週水曜日の練習開始時に指導者に渡してください。

試合の翌日も同学年の試合がある場合は、上記の限りではありません。各自で持ち帰り、翌日に各自が持参してください。

【団所有備品の管理】

1. 試合会場までの運搬

団所有の備品の試合会場までの運搬は当番が担当します。試合当日の集合時刻までに、団所有倉庫に団所有備品を取りに行ってください。

2. 返却

翌日も別学年の試合で備品を使う可能性がありますので、当番の方は試合が終了した日中に団所有倉庫に返却してください。ただし翌日も同学年の試合で、次の当番が明確な場合は団所有倉庫に返却せず、直接引き継いでも構いません。

■ 指導者が1名も練習に参加できない場合について

- やむを得ず練習を中止にします。事前に中止が明らかな場合は連絡網よりその旨告知致します。
- ただし何らかの理由により急遽指導者が1名も参加出来なくなった場合は、中止の告知が出来ない場合があります。出来る限りそのような事がないよう尽力いたしますが、やむを得ない場合があるという事をご理解願います。

■ 雨天中止時について

- 余程の豪雨でない限り試合・練習は実施します。但し、練習等中止になった場合は連絡メールにて告知しますので、必ずらくらく連絡網に登録しておいて下さい。
- 試合・練習の前日までに雨天中止が決定する事はほぼありません。もしそのような事があった場合は連絡網よりその旨告知致しますが、当日に雨天中止が決定した場合は告知が出来ない場合があります。